

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（大臣試験、都道府県知事試験）

本件の概要

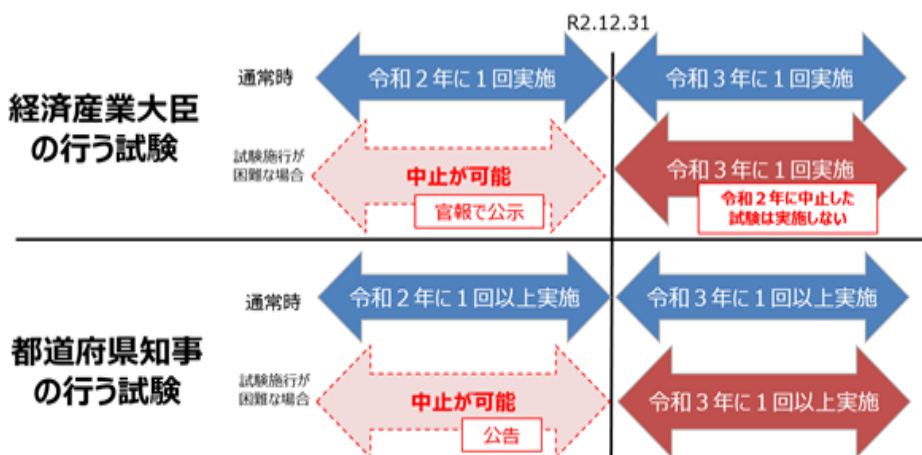
2020年4月10日

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付

経済産業大臣・都道府県知事が行う火薬類の保安責任者試験について、本来は必ず年1回（都道府県知事試験にあつては年1回以上）行うことになっていましたが、新型コロナウイルスの影響に鑑み、実施することが困難である場合は中止することとさせていただきます。なお、その場合は事前に公示させていただきます。

本日（4月10日）付で火薬類取締法施行規則の改正について交付・施行を行っております。

経済産業大臣・都道府県知事の行う 保安責任者試験	年内に試験の施行が困難な場合、 令和2年は試験を中止することが可能 となる 規定を整備しました。
------------------------------------	--



参照条文：火薬類取締法施行規則第72条、第73条

参考

[火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（PDF形式：81KB）](#) 

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付

電話：（03）3501-1870（直通）

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（経済産業大臣の行う試験） 第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。 （都道府県知事の行う試験） 第七十三条 略 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。	（経済産業大臣の行う試験） 第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。 〔新設〕 （都道府県知事の行う試験） 第七十三条 略 〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（容器保安規則の一部改正）

第二条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（容器再検査の期間） 第二十四条 略 2 略	（容器再検査の期間） 第二十四条 略 2 略